

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則  
 ○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 三五

告 示  
 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三五  
 ○道路の供用を開始する件二件 三五

公 告  
 ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三五  
 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三五  
 ○採石業務管理者試験を実施する件 三五  
 ○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三五  
 ○随意契約の相手方を決定した件 三五

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十二号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営居合団地の項中「一号室から十五号室まで、十七号室から十九号室まで」を「二号室、四号室、六号室、九号室から十二号室まで、十五号室、十八号室」に改め、「二号棟の一号室」の下に「五号室、七号室」を加え、「及び十八号室から」を「十八号室から二十一号室まで、二十二号室、二十五号室、二十六号室、二十九号室及び」に、「まで、三号棟から五号棟まで」を「三号棟の一号室、二号室、

四号室から十六号室まで及び十八号室から二十九号室まで、四号棟の一号室から二十一号室まで、二十三号室から二十七号室まで、二十九号室、三十号室、三十二号室から三十七号室まで、三十九号室及び四十号室、五号棟に、「十六号室、二十号室、二十一号室」を「一号室、三号室、五号室、七号室、八号室、十三号室、十四号室、十六号室、十七号室、十九号室から二十一号室まで」に、「十五号室及び十七号室」を「二号室から四号室まで、六号室、十五号室、十七号室、二十二号室、二十四号室、二十七号室及び二十八号室、三号棟の三号室、十七号室及び三十号室、四号棟の二十二号室、二十八号室、三十一号室及び三十八号室」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 告 示

### 福島県告示第四百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年七月二十九日から同年八月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十六年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道塙泉崎線	西白河郡中島村大字中島字天神東	平成二十六年七月二十九日

七三番一地从先から  
同 郡同 村大字川原田字下町  
六二番一地从先まで

(道路計画課)

福島県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字三丁目四八二六番一地从先から 同 市字三丁目四八四〇番三地从先まで	平成二十六年七月二十九日

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人相馬国際交流の会
- 三 代表者の氏名  
荒 秀一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市山上字須萱二十七番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、外国人に対して、国際交流及び異文化理解、福祉等に関する事業を行い、国際交流、国際親善、異文化理解、国際人教育さらに多文化共生社会形成、地域づくり、地域福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人レインボーサポートふくしま
- 三 代表者の氏名  
佐藤 進
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市笹谷字上成出五番地 笹谷プラザビル1F
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福島県民に対して、生きがいを持ち、幸せに過ごせるようになる事業を行い、県民生活に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人福島・伊達精神障害者福祉会
- 三 代表者の氏名  
相澤 與一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市五月町一番十五号 陽光社ビル二階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮ら

せる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

#### 公告第二百二十五号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第四十三回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 試験日時

平成二十六年十月十日(金) 午前十時から正午まで

#### 二 試験の場所

福島県ハイテクプラザ多目的ホール(郡山市待池台一丁目十二番地)

#### 三 受験願書の提出期間

平成二十六年八月十五日(金) から同年九月十日(水)まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

#### 四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

#### 五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

#### 六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十二円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(企業立地課)

#### 公告第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十六年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 土地改良区の名称

会津若松市湊土地改良区

#### 退任した役員

氏名

住所

理事 川島 要 会津若松市湊町大字赤井字赤井一〇五番地  
同 小川 右善 同 市湊町大字原字新橋一一四番地

(農村計画課)

**公告第227号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年7月29日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（白河都市環境センター） 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年6月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
22,680円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

（総 務 課）